

船舶の新規登録申請手続について (総トン数20トン以上の日本船舶)

- 根拠法令：船舶法第5条第1項
- 申請対象者：船舶所有者（又は船舶所有者から委任を受けた海事代理士）
- 提出時期：法務局へ日本船舶を登記した後
- 申請書様式：船舶登録・船舶国籍証書書換等申請書
- 添付書類：船舶登記簿謄本（船舶法施行細則第17条）
- 手数料（所定の様式に収入印紙を貼付）
 - ・登録手数料（新規） 20,100円（船舶法施行細則第48条）
 - ・船舶国籍証書の交付手数料として4,500円（英語併記の場合は7,500円）が別途必要となります。（船舶法施行細則第51条）
- 提出窓口：最寄りの地方運輸局（神戸運輸監理部、沖縄総合事務局を含む）又は運輸支局（事務所）
- 受付時間、交付日時等：提出先にお問い合わせください。
国土交通省
 - 北海道運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 : 011-290-2771
 - 東北運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 : 022-791-7516
 - 関東運輸局海上安全環境部監理課 : 045-211-7222
 - 北陸信越運輸局海上安全環境部 : 025-244-6113
 - 中部運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 : 052-952-8021
 - 近畿運輸局海上安全環境部監理課 : 06-6949-6423
 - 神戸運輸監理部海上安全環境部船舶安全環境課 : 078-321-7052
 - 中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 : 082-228-8794
 - 四国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課 : 087-825-1189
 - 九州運輸局海上安全環境部監理課 : 092-472-3173
 - 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 : 098-862-1454